

## 4. 給水管取出工事などの占用許可工事における注意事項

- ◆ 必ず工事に従事する作業員全員でこの注意事項を確認すること。
- ◆ 管理者の許可、注意・指導に従って施工すること。
- ◆ 「工事完了届」に添付する工事写真を確実に撮影すること。

### (1) 計画・施工の注意点

- ① 必ず管理者及び水道局の許可や指導に従って施工すること（逸脱した場合は所定のペナルティ対象となる場合あり）。やむをえず占用位置、掘削幅、本復旧面積等が変更となる場合は必ず事前に協議すること。
- ② 工事看板における発注者欄には管理者名を記入しないこと。
- ③ 断水を伴う工事の場合、操作する仕切弁、洗浄作業に使用する消火栓等も包めて「道路使用許可書」を取得すること。
- ④ 着手前に「道路使用許可書」の写しを管理者に提出すること。
- ⑤ ガス、下水道等の施工業者と連絡を密にし、二度掘りを絶対しないこと。また、本舗装も1回で完了するよう連携すること。
- ⑥ 立会い日時が決定したら管理者に連絡を入れること。また、工事当日、穿孔を行う1時間前を目途に立会い依頼の連絡を入れること。
- ⑦ 許可された掘削幅より狭い幅で掘削したり、断面の掘り残しはしないこと。
- ⑧ えぐり掘りは絶対行わないこと。サヤ管は道路管理者が認めた工法により設置すること。
- ⑨ 仮舗装の後、本舗装着手まで1カ月の自然転圧期間を確保すること。
- ⑩ 許可された工期を厳守し、工事完了後、速やかに写真等を提出すること。

### (2) 工事写真撮影の注意点

- ① 別紙のチェックシートを持参し、着手前、工事中、竣工後の写真を確実に撮影すること。
- ② 工事写真を提出する前にチェックシートと突合し、かつ同シートも提出すること。
- ③ 工事写真は2部提出すること。
- ④ 検測写真は目盛り判読が可能なように撮影すること。
- ⑤ ひとつの工事で複数箇所を掘削する場合は、すべての箇所の工事写真を撮影すること。消雪パイプを横断する取出工事の場合、分岐側、横断側それぞれ撮影すること。
- ⑥ 掘削深さ、幅、厚さ等の検測は帯広テープ、スタッフ等を正確にあて行うこと。
- ⑦ 工事写真の撮影の際、黒板の見切れ、光の反射・逆光、雨の水滴に注意すること。
- ⑧ 元請業者以外の作業員が写真に写らないよう注意すること。
- ⑨ ガス、下水道等の施工業者が代表で本舗装を施工する場合も写真を提出すること。
- ⑩ 管理者等が不適切な施工、工事写真とみなした場合は再施工、再撮影を求める場合がある。

道路占用工事等完了写真 チェックシート (給水管取出等掘削工事)

写真撮影項目		注意点	チェック欄		
着手前		※路面及び周囲の風景を入れて撮影。			
完成		※着手前と同じ箇所を同じ方向から撮影。			
工事状況	既設舗装撤去	カッター切断			
		既存舗装剥ぎ取り			
		既存舗装厚検測			
		廃材積込			
	掘削状況	掘削状況	※県道はえぐり掘りは絶対に禁止。		
		掘削完了			
		掘削底検測			
		掘削幅検測			
	地下埋設物取付状況	サドル付分水栓等取付	※断水を伴う分岐の場合は、相応の工程を撮影。		
		耐圧試験①	※サドル部のみ。0.75Mpaで2分間。		
		穿孔	※穿孔クズの写真も撮影。		
		コア挿入	※配水管が铸铁製の場合。		
		配管			
		耐圧試験②	※サドル～第一止水栓。0.75Mpaで2分間。		
		サヤ管挿入	※県道の場合、原則、道路構造物を一時撤去して施工。		
		土被り検測	※地表面から地下埋設物上端部まで。		
	仮復旧	路床工	転圧	※全層撮影。 ※一層目は掘削底から巻き出し。	
			検測	※仕上げ厚 20 cm 以下。 ※足踏み固めは絶対に禁止。	
		埋設シート敷設			
		下層路盤工	転圧	※仕上げ厚 20 cm 以下。	
			検測		
		上層路盤工	転圧	※仕上げ厚 15 cm 以下。	
			検測		
		仮表層工	転圧		
			検測	※出来形面積も検測。	
		本復旧	影響幅	カッター切断	
	検測				
	舗装剥ぎ取り				
	廃材積込				
	路盤工		不陸整正		
			転圧		
			検測		
			乳剤散布		
	基層工		クラックシート	※県道で切削オーバーレイを施工する場合、打継部に設置。	
			敷均し		
			転圧		
検測					
温度測定			※110℃以上。		
表層工	乳剤散布				
	敷均し				
	転圧				
	検測		※出来形面積も検測。		
白線の復旧	温度測定		※110℃以上。		
	敷均し				
	検測	※出来形面積も検測。			
白線の復旧		※該当する場合。			
点字ブロックの復旧		※該当する場合。			
工事看板、安全施設の設置		※発注者は水道局ではありません。			
誘導員の配置					
占用許可書、チェックシートの持参・確認状況		※現場へ持参し、常に確認しながら施工。			